

避難行動要支援者支援に関わる個人情報の管理に関する協定

富良野市（以下「甲」という。）と富良野市民生委員児童委員協議会（以下「乙」という。）とは、甲が保有する避難行動要支援者名簿の情報（以下「名簿情報」という。）を乙に提供するにあたり、富良野市避難行動要支援者の避難行動支援全体計画に基づき協定を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、互いに協力して避難行動要支援者に対して支援活動を行うとともに、支援のために作成された名簿情報については、避難行動要支援者に関する支援活動のために使用するものとともに、管理を適切に行うものとする。

（名簿等の管理）

第2条 甲が保有し、乙に提供する情報とは、避難行動要支援者の氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする理由とする。

2 乙は、提供を受けた名簿情報を第1条以外の目的に使用してはならない。また、それを第三者に提供してはならない。

3 乙は、紛失、盗難等の事故を防ぐため、適切に管理しなければならない。

4 乙は、第1条の目的に利用する場合を除き、提供を受けた名簿情報が収録された紙または磁気媒体を複写および複製してはならない。

（守秘義務）

第3条 乙は、当該情報提供により知り得た事項を他へ漏らしてはならない。要支援者の支援の役割を離れた後も同様とする。

（利用状況および管理状況の報告・検査）

第4条 甲は、乙の名簿情報の利用および管理状況について、必要に応じ報告を求めることができるものとし、乙は書面により速やかに応じるものとする。

（事故報告等）

第5条 乙は、名簿等の紛失、盗難その他の事故が生じ、又は生じるおそれのあるときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（疑義が生じた場合の解決方法）

第6条 本協定について、甲乙間に疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議の上解決するものとする。

上記の協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年11月18日

甲 富良野市長 北 猛 俊

乙 富良野市民生委員児童委員協議会
会 長 松 田 尚 美